

物品役務等の名称及び数量	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	備考	入札参加者数
会計監査人による平成30事業年度会計監査契約	契約職 副理事長 佐藤具揮 (埼玉県さいたま市中央区新都心)	平成30年10月29日	あずさ監査法人 (東京都新宿区津久戸町)	<p>本業務は、独立行政法人通則法第39条の規定により会計監査人の監査を受けるため、国土交通大臣に選任された会計監査人と監査契約を締結するものである。</p> <p>国土交通大臣による会計監査人の選任に当たっては、独立行政法人の長が監事の同意を得たうえで会計監査人の候補者名簿を提出し、その選任を求めることとされている。選任を求めるに当たっては、監査法人等に対し、監査にかかる具体的な実施体制及び実施方法並びに監査費用等を記載した会計監査人選任企画書の提出を求め、定められた候補者選考基準(基本的要件・監査実施体制・監査の実施方法・監査費用)に従って、当該企画書を審査した結果に基づき作成した候補者名簿を国土交通大臣へ提出し、選任が行われているものである。</p> <p>以上のように、本業務は企画・提案内容による競争が行われた結果の選任であり、契約の性質として競争を許すものではない(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第1号)。</p>	-	25,208,820	-		
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託契約	分任契約職 利根導水総合事業所長 笠井泰孝	平成30年10月10日	中間貯蔵・環境安全事業(株)(東京都江東区青海)	<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分にあたり、廃棄物の処理は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、環境省が「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を定めている。この基本計画には、国は中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用とした、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の拠点的な広域処理施設の整備を推進するとなっており、現在廃棄物処理を許可されている業者は中間貯蔵・環境安全事業株式会社1社のみである。よって、「物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第1号」により、中間貯蔵・環境安全事業株式会社と随意契約を締結するものである。</p>	-	11,497,850	-	-	-